

○小田原市久野霊園条例

昭和41年7月1日条例第37号

改正

昭和48年12月21日条例第62号
昭和51年3月29日条例第18号
昭和58年3月25日条例第10号
昭和61年3月31日条例第11号
平成元年6月30日条例第39号
平成2年3月31日条例第11号
平成4年12月25日条例第60号
平成5年3月31日条例第14号
平成8年12月25日条例第32号
平成14年6月28日条例第23号
令和4年12月16日条例第34号

小田原市久野霊園条例

目次

- 第1章 総則（第1条～第7条）
第2章 区画墓地（第8条～第12条）
第3章 合葬式墓地（第13条～第16条）
第4章 使用料及び管理料（第17条～第19条）
第5章 雑則（第20条～第25条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この条例は、墓地の設置、管理等に関し必要な事項を定めるものとする。

（設置、名称及び位置）

第2条 小田原市は、墓地、埋葬等に関する法律（昭和23年法律第48号）の規定による埋葬又は埋蔵の施設として墓地を設置する。

2 墓地の名称及び位置は、次のとおりとする。

- （1）名称 小田原市久野霊園
（2）位置 小田原市久野4859番地の7

（墳墓の種類）

第3条 小田原市久野霊園（以下「霊園」という。）の墳墓の種類は、区画墓地及び合葬式墓地とする。

（使用の許可）

第4条 区画墓地又は合葬式墓地を使用しようとする者は、市長の許可を受けなければならない。

- 2 市長は、前項の許可（以下「使用許可」という。）をするに当たり、管理上必要な制限若しくは条件を付し、又は設備等をさせることができる。
3 区画墓地及び合葬式墓地は、焼骨を埋蔵する用に供する以外に使用することができない。ただし、市長が特に必要と認める場合は、この限りでない。

（使用申請者の募集）

第5条 市長は、区画墓地又は合葬式墓地を使用させようとする場合は、募集をする数、使用の申請期間その他必要な事項を公示して区画墓地又は合葬式墓地を使用しようとする者を募集する。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

- （1）都市計画事業、土地区画整理事業その他の公共事業の施行に伴い、募集をする移転を要する者に使用させる必要があるとき。
（2）前号に掲げるもののほか、市長が霊園の管理上その他特別の理由により使用させる必要があると認めるとき。

（選考の方法）

第6条 市長は、前条の規定による募集の結果、応募者の数が募集をした数を超える場合は、抽選により使用させる者を決定する。この場合において、焼骨を有し、かつ、当該焼骨の埋蔵等を行うことができる施設を有しない者を優先して扱うことができる。

（一時使用）

第7条 区画墓地又は合葬式墓地の使用に伴う工事その他の理由により霊園内の場所を一時使用しようとする場合は、市長の許可を受けなければならない。

2 前項の規定による一時使用の期間は、1月を超えることができない。ただし、市長が必要と認める場合は、この限りでない。

第2章 区画墓地

（区画墓地の使用要件）

第8条 区画墓地を使用しようとする者は、次に掲げる要件のいずれにも該当する者でなければならない。ただし、第5条各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

- （1）本市に引き続き1年以上居住している者であること。
（2）祭祀を主宰する者であること。
（3）前2号に掲げるもののほか、規則で定める要件に該当する者であること。
（区画墓地の面積等）

第9条 区画墓地の1区画の面積は、4平方メートル又は6平方メートルとする。

2 区画墓地の使用許可は、区画墓地を使用しようとする者1人につき1区画とし、その場所は、市長が使用許可の際に指定する。

(区画墓地の返還)

第10条 区画墓地の使用許可を受けた者(以下「区画墓地使用者」という。)は、当該区画墓地を使用する必要がなくなったときは、直ちにその旨を市長に届け出て、使用場所を原状に復し、返還しなければならない。ただし、市長の承認を受けた場合は、この限りでない。

(使用場所の変更等)

第11条 市長は、霊園の管理上その他の理由により必要があると認める場合には、区画墓地使用者に対し、使用場所の全部又は一部を変更させ、又は返還させることができる。

2 前項の規定により使用場所の全部又は一部を変更させ、又は返還させた場合には、市は、当該変更又は返還に係る損失を補償するものとする。

(使用の承継)

第12条 区画墓地は、祭祀を主宰する者のほかは、承継して使用することができない。ただし、祭祀を主宰する者がいない場合において、親族又は縁故者からその理由を明らかにして市長に申し出て、その承認を受けたときは、この限りでない。

第3章 合葬式墓地

(合葬式墓地に埋蔵することができる焼骨等)

第13条 合葬式墓地に埋蔵することができる焼骨は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 使用許可の申請の際に当該申請を行う者が現に有している焼骨
- (2) 使用許可の申請を行う者が死亡した際の焼骨(当該者の死亡後3年以内に埋蔵するものに限る。)

2 第8条(第2号を除く。)の規定は、合葬式墓地を使用しようとする者について準用する。

(合葬式墓地における焼骨の埋蔵場所)

第14条 合葬式墓地における焼骨の埋蔵場所は、次の各号に掲げる期間の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 使用許可のあった日から20年間 納骨室
- (2) 前号に掲げる期間を経過した後の期間 合祀室

(焼骨の容器の規格)

第15条 合葬式墓地に埋蔵する焼骨の容器は、規則で定める規格に適合するものでなければならない。

(合葬式墓地に埋蔵された焼骨の返還)

第16条 合葬式墓地に埋蔵された焼骨は、次に掲げる場合を除き、返還しない。

- (1) 合葬式墓地を使用する必要がなくなったことにより、合葬式墓地の使用許可を受けた者又は当該焼骨に係る祭祀を主宰する者から返還を求められた場合(焼骨が納骨室に埋蔵されている場合に限る。)

- (2) 第20条第2項第2号の規定により焼骨を引き取る場合

第4章 使用料及び管理料

(使用料及び管理料)

第17条 区画墓地若しくは合葬式墓地の使用許可を受けた者(以下「使用者等」という。)又は第7条第1項の許可を受けた者は、別表に定める額の使用料及び管理料を納付しなければならない。

2 使用料は、使用許可の際に徴収する。

3 管理料は、次の各号に掲げる施設の区分に応じ、当該各号に定める時期に徴収する。

- (1) 区画墓地 毎年4月1日から同月30日までの期間
- (2) 合葬式墓地 使用許可の際

4 前項の規定にかかわらず、年度の中途において区画墓地の使用許可を受けた場合におけるその年度の管理料は、当該使用許可の日の属する月から月割りにより算定し、当該使用許可の際に徴収する。この場合において、管理料に10円未満の端数が生じたときは、これを四捨五入するものとする。

(管理料の減免又は徴収猶予)

第18条 小田原市に住所を有する使用者等が、次の各号のいずれかに該当する場合は、管理料を減額し、若しくは免除し、又はその徴収を猶予することができる。

- (1) 生活保護法(昭和25年法律第144号)の規定による扶助を受けているとき。
- (2) 管理料を納付する資力がないと市長が認めるとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が特別の理由があると認めるとき。

(使用料等の不還付)

第19条 既納の使用料及び管理料は、還付しない。ただし、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める事由に該当する場合は、規則の定めるところによりその全部又は一部を還付することができる。

- (1) 使用料 次のいずれかに該当する場合

ア 使用者等の都合により使用許可を受けた日から3年以内に区画墓地を返還し、又は合葬式墓地の使用を取りやめたとき(合葬式墓地にあつては、焼骨を埋蔵していない場合に限る。)

イ 第11条第1項の規定により使用場所を変更させ、又は返還させたとき。

- (2) 管理料 次のいずれかに該当する場合

ア 年度の中途において区画墓地を返還したとき。

イ 使用許可を受けた日から3年以内に合葬式墓地の使用を取りやめたとき(焼骨を埋蔵していない場合に限る。)

第5章 雑則

(使用許可の取消し)

第20条 市長は、使用者等又は第7条第1項の許可を受けた者が次の各号のいずれかに該当する場合には、使用許可又は同項の許可を取り消すことができる。

- (1) 許可を受けた使用目的以外に霊園を使用したとき。
- (2) 霊園を使用する権利を譲渡し、又は転貸したとき。
- (3) 使用許可(自己の焼骨を埋蔵するための合葬式墓地の使用許可を除く。)を受けた日から3年を経過しても区画墓地若しくは合葬式墓地を使用せず、又は区画墓地の使用に必要な設備をしないうとき。

- (4) 区画墓地の管理料を3年間納付しないとき。
- (5) この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。
- 2 前項に規定する者は、同項の規定により許可を取り消された場合には、次の各号に掲げる施設の区分に応じ、当該各号に定める措置を執らなければならない。
- (1) 区画墓地又は一時使用の場所 直ちに使用場所を原状に復し、返還すること。
- (2) 合葬式墓地 市長の指定する期日までに焼骨(納骨室に埋蔵されているものに限る。)を引き取ること。
- 3 市長は、前項の措置が執られていない場合には、霊園の管理のために必要な措置を執ることができる。この場合においては、当該措置に要した費用を同項の措置を執るべき者に負担させることができる。
- (権利の消滅)
- 第21条 次の各号のいずれかに該当する場合には、霊園を使用する権利は、消滅する。
- (1) 区画墓地使用者が死亡し、祭事を主宰する者がいないとき。
- (2) 区画墓地使用者が住所不明となり10年を経過したとき。
- 2 前項の規定により使用の権利が消滅した場合には、墳墓その他の物件を無縁として処理することができる。
- (行為の禁止)
- 第22条 霊園においては、次に掲げる行為をしてはならない。ただし、市長が承認した場合は、この限りでない。
- (1) 霊園の施設を損傷し、又は汚損すること。
- (2) 樹木を伐採し、又は植物を採取すること。
- (3) 土地の形質を変更すること。
- (4) 鳥獣類を捕獲し、又は殺傷すること。
- (5) 張り紙若しくは張り札をし、又は広告を掲示すること。
- (6) ごみその他の汚物を捨てること。
- (7) 指定された場所以外の場所に車両を乗り入れ、又は止め置くこと。
- (8) 前各号に掲げるもののほか、市長が霊園の管理上支障があると認める行為
- (罰則)
- 第23条 市長は、第4条(第2項を除く。)、第7条又は前条の規定に違反した者に5万円以下の過料を科する。
- 第24条 市長は、詐欺その他不正の行為により、管理料の徴収を免れた者に対しては、その徴収を免れた金額の5倍に相当する金額(当該5倍に相当する金額が5万円を超えないときは、5万円とする。)以下の過料を科する。
- (委任)
- 第25条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。
- 附 則
- この条例は、公布の日から施行する。
- 附 則(昭和48年12月21日条例第62号)
- 1 この条例は、昭和49年4月1日から施行する。
- 2 改正後の別表の規定は、昭和49年4月1日以後の使用料及び管理料から適用し、同日前の使用料及び管理料については、なお従前の例による。
- 附 則(昭和51年3月29日条例第18号)
- この条例は、公布の日から施行する。ただし、別表の改正規定は、昭和51年4月1日から施行し、同日以後の使用許可に係る使用料から適用する。
- 附 則(昭和58年3月25日条例第10号)
- この条例は、昭和58年4月1日から施行し、改正後の別表の規定は、同日以後の使用許可に係る使用料及び同日以後の管理料から適用する。
- 附 則(昭和61年3月31日条例第11号抄)
- 1 この条例は、昭和61年4月1日から施行する。
- 附 則(平成元年6月30日条例第39号)
- この条例は、公布の日から施行する。
- 附 則(平成2年3月31日条例第11号)
- この条例は、平成2年4月1日から施行し、改正後の別表の規定は、同日以後の使用許可に係る使用料について適用する。
- 附 則(平成4年12月25日条例第60号)
- この条例は、平成5年2月1日から施行する。
- 附 則(平成5年3月31日条例第14号)
- この条例は、平成5年4月1日から施行し、改正後の別表の規定は、同日以後の使用許可に係る使用料について適用する。
- 附 則(平成8年12月25日条例第32号)
- この条例は、平成9年4月1日から施行し、改正後の別表の規定は、平成9年度分以後の墳墓の管理料について適用する。
- 附 則(平成14年6月28日条例第23号)
- 1 この条例は、平成14年7月1日から施行する。
- 2 この条例の施行前にした行為に対する過料の適用については、なお従前の例による。
- 附 則(令和4年12月16日条例第34号)
- (施行期日)
- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。
- (経過措置)
- 2 この条例の施行の日から起算して3年を経過する日までの間は、改正後の第13条の規定にかかわらず、合葬式墓地に係る改正後の第4条第1項の使用の許可は、区画墓地から合葬式墓地に使用する墳墓を変更する場合に限り、行うものとする。

別表(第17条関係)

種別		単位	使用料	管理料
区画墓地	4平方メートル	1区画	円 525,000	円 1年につき5,000
	6平方メートル		787,000	1年につき7,500
合葬式墓地		1体	60,000	10,000
一時使用		1日1平方メートル	10	
